

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第四十一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

附 則

この規則は平成二十七年四月一日から施行する。